

墓じまいの手続きについて

墓じまいとは、現在のお墓を撤去し、遺骨を他の墓地や納骨施設へ移すことをいいます。

■墓じまいの主な手順

① ご家族・関係者との相談・合意

墓じまいについて、親族間で十分に話し合しましょう。



② 新しい納骨先の決定

他の墓地、納骨堂、永代供養墓など、新しい納骨先（改葬先）を事前に決めます。



③ 改葬許可申請（市役所）

現在のお墓がある市町村へ「改葬許可申請書」を提出します。



④ 改葬許可証の交付

市町村から改葬許可証が交付されます。



⑤ お墓の撤去（石材業者）

改葬許可証を確認後、墓石の撤去・更地化を行います。



⑥ 遺骨の移転・納骨

新しい納骨先へ遺骨を移し、納骨を行います。

■市役所で行う改葬許可申請の手続きについて

（必要書類）・改葬許可申請書

- ・現在の墓地管理者が発行する埋蔵証明書
- ・新しい納骨先の受入証明書（または使用許可証、契約書など）

■注意事項

- ・改葬許可証がないと遺骨の移動はできません。
- ・石材業者との契約や費用については、ご自身でご確認ください。
- ・現在市営墓地をご利用の場合、別途、返還手続きが必要です。

問合せ先：
越前市役所窓口サービス課
TEL:22-3396